



産業データ越境移転

経済産業省 産業データサブワーキンググループ 第3回

2024年9月24日

一般社団法人 日本知的財産協会
副理事長 和泉 恭子



目次

1. 日本知的財産協会について
 2. 産業データSub WG（第2回）各委員発表との共通課題等
 3. 課題と打ち手
 - 3-1. 商流内のデータの利用、保管等
 - 3-2. データの越境移転制限、強制開示の制度
 - 3-3. 企業の組織的対応
- [御参考] EU Data Actにおけるデータ契約とFRAND



1. 日本知的財産協会について

(1) 日本知的財産協会

設立 : 1938年

会員数 : 1373社 (正会員999社、賛助会員374社。9/24現在)

目的 : 知的財産に関する諸制度の適正な活用および改善を図り、会員の経営に資するとともに、健全なる技術の進歩及び我が国の産業の発展に寄与すること

(2) 産業データ関連の活動

弊協会では、各知財法毎の専門委員会に加えて、協会内横断のデータ専門チームを設置。

データ分野の主な実績：

国内：

経済産業省 産業構造審議会 不正競争防止小委員会 委員派遣 (営業秘密・限定提供データの検討等)
関係各省庁、アカデミアの先生方との意見交換

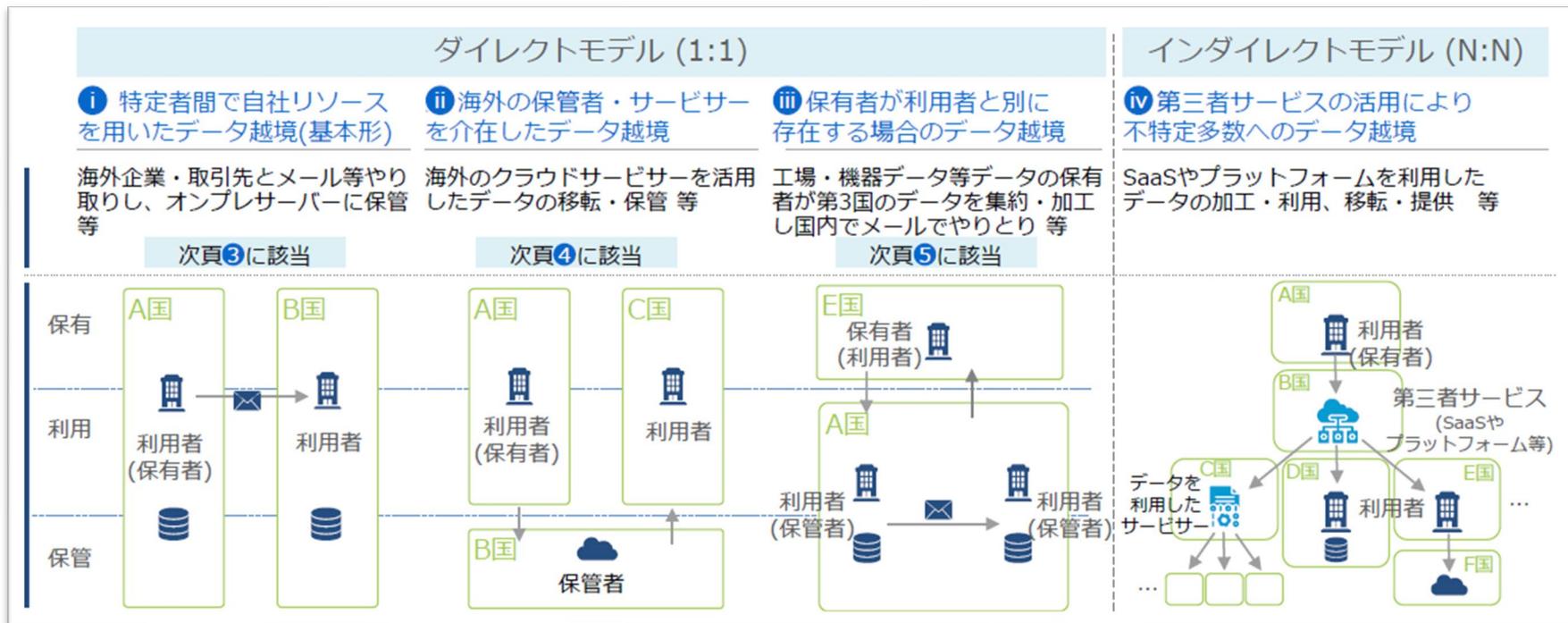
海外：

欧州 EU Commission、世界知的所有権機関とのData Act等にかかる意見交換
中国 第2回「東アジアデジタル経済発展・産業分野における安全保障に関する国際フォーラム」講演実施
韓国 産業通商資源中小ベンチャー企業委員会宛「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正案に対する意見提出





1. 日本知的財産協会について

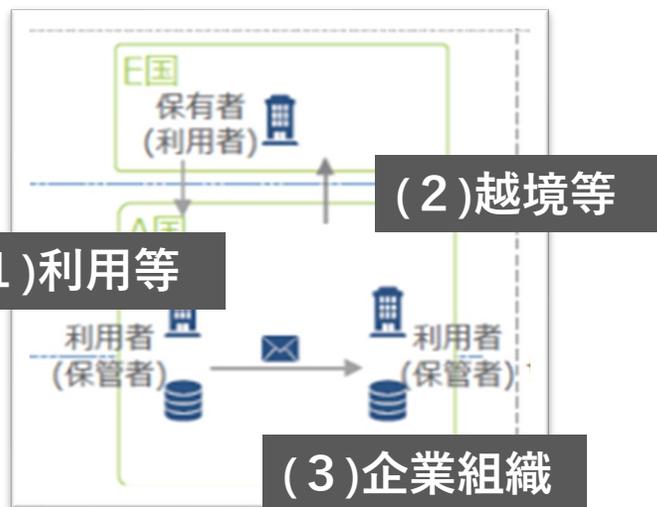


- ・日本知的財産協会のデータの専門チームを中心に、多業種の企業（通信、IT、電機、精密機械、製造業等）が集まり、事務局よりお示し頂いたモデルをベースに議論いたしました。
- ・議論で示された企業の悩みや知見を、「課題」「打ち手」の形で御紹介・御共有を申し上げます。



2. 産業データSub WG（第2回）各委員発表との共通課題等

第2回で各委員から提示された課題等に弊協会も賛同



(1) 商流内のデータの利用等

- ①提供を受けたデータの**利用範囲**など
- ②適切なセキュリティ環境で流通・保管
- ③データの信頼性
- ④**知的財産法制の相違によるリスク**

(2) データの越境移転制限、強制開示の制度

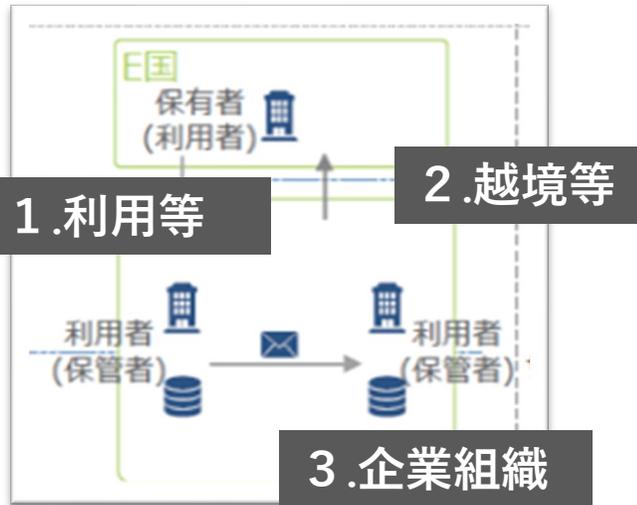
- ①各国の関連法制度の把握の負担
- ②複数の種類・国地域のデータが混在している場合の取扱い
- ③データの保管場所の制限
- ④**データ越境移転の制限と法規制の予見可能性**
- ⑤**データの強制開示制度による営業秘密等の漏洩**

(3) 企業の組織的対応

- ①**複数の法制度等を跨ぐデータの漏れのない社内検討**
関連部門が複数に渡り、検討が組織の狭間に落ちるおそれなど



3. 課題と打ち手



- 3 - 1. 商流内のデータの利用、保管等
- 3 - 2. データの越境移転制限、強制開示の制度
- 3 - 3. 企業の組織的対応

・上記項目について、御紹介・御共有を申し上げます。

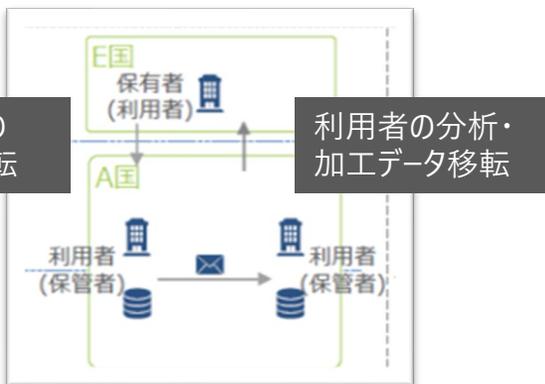


3-1 商流内のデータの利用、保管等

契約でのデータの利用・開示・保護の担保

(1) 利用・開示・保管 [保有者]

課題：



(*)同一当事者でも、データ授受の過程で、保有者にも利用者にもなり得る。

	①当事者間の取扱いに関する課題		②相手国の法制度に関する課題
	A. 利用・開示	B. 保管	
保有者	利用者による意図せぬ利用・開示 (営業秘密漏洩等の懸念) - 営業秘密・限定提供データは、保護要件(非公知性等)を失うと保護を受けられなくなる。そのため、提供先からの再開示に際しては、保護を維持するため、データに守秘義務を課す等の開示に際して手当をする必要がある。	利用者による意図せぬ漏洩・開示	<ul style="list-style-type: none"> 相手国の法制度の情報不足 法制度の差異：自国では営業秘密として保護されるデータでも、相手国では営業秘密として期待していた保護が受けられない懸念 (例) 産業機器のセンシングデータ 産業機器のセンシングデータそのもの(生データ)は、日本では営業秘密としての保護を期待ができる一方、欧州では保護される期待は低いと想定される。 限定提供データは、制度が整備されている国が少ない(日本、韓国)。

打ち手 [保有者]： 契約にて、当事者間のデータの**利用・開示・保管の範囲、条件(制限)等**を規定

- ①A. 利用・開示：データの**利用・開示に一定の条件**を設ける。
- ①B. 保管：具体的な**保管方法・期間・場所、アクセス者の制限等**を定める。
- ②法制度：相手国の法制度を可能な範囲で把握。相手国の法制度の下では**保護が難しい場合でも、契約でデータを保護できるように開示・保管等の取扱いを定める。**
 契約の履行(執行力)確保のため、紛争解決の手段として、**裁判のみならず仲裁・調停を活用。**



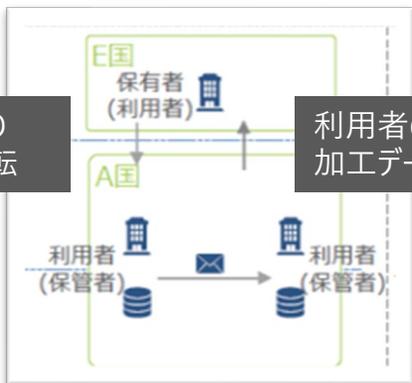


3-1 商流内のデータの利用、保管等

契約でのデータの利用・開示・保護の担保

(1) 利用・開示・保管 [利用者]

課題：



(*)同一当事者でも、データ授受の過程で、保有者にも利用者にもなり得る。

	①当事者間の取扱いに関する課題		②相手国の法制度に関する課題
	A. 利用・開示	B. 保管	
利用者	事業に必要な 利用・開示 が可能か、データの事前確認の困難性	—	<ul style="list-style-type: none"> 相手国の法制度の情報不足。 法制度の差異：著作物が含まれるデータについて、著作権法上、自国では利用できる場合でも、相手国では利用ができない懸念。 (例)AI学習

打ち手 [利用者]： 契約にて、当事者間のデータの**利用・開示の範囲、条件等**を規定。

①A. 利用・開示：事業に必要な利用・開示の権限を定める。

例) 社内での自由な利用・第三者への守秘義務を課しての開示等

②法制度：相手国の法制度を可能な範囲で把握。相手国の法制度の下では利用が難しい場合でも、契約でデータを利用・開示できるように利用・開示等の取扱いを定める。
契約の履行（執行力）確保のため、紛争解決の手段として、裁判のみならず仲裁・調停を活用。

—裁判は、原則、判決を得た国で効力が及ぶ。調停・仲裁は、条約により各国に効力を及ぼせる。



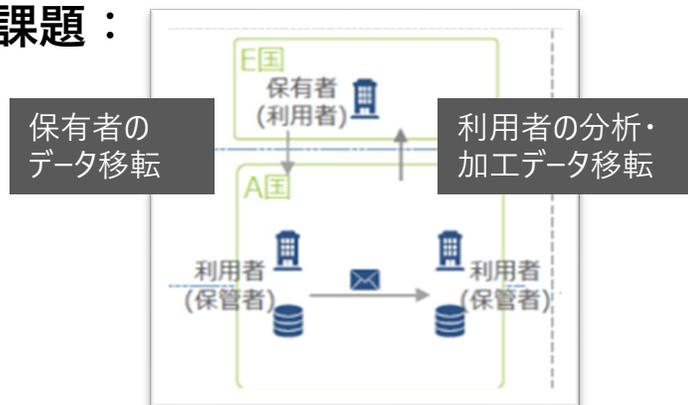


3 - 1. 商流内のデータの利用、保管等

データ廃棄による保護とデータ利活用との調和

(2) データ提供目的を終えた後の取扱い

課題：



保有者	提供目的を果たした後もデータが利用者側に残ることで、営業秘密の漏洩・目的外利用を懸念。
利用者	提供目的を果たした後も、自社製品の向上、研究開発、他の事業での利活用等のために、データを継続して利用することが望ましい。

打ち手：契約で、提供目的を終えた後のデータ取扱いを規定。

保有者：データの廃棄や利活用の制限を定める。

利用者：自社事業に必要な利用・開示の権限を定める。

- 例) - 利用者は、保有者のデータを第三者に開示しないことを条件に、自由に利活用可。
- 利用者は、保有者のデータを第三者に開示しないことを条件に、自社製品の研究開発と改良に利活用可。
- 利用者は、保有者のデータを廃棄、一方、利用者生成の分析・加工データのみ自由に利活用可。



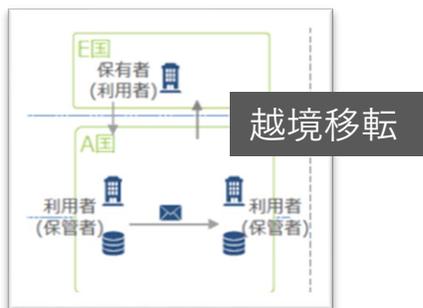


3-2. データの越境移転制限、強制開示の制度

データ越境移転制限を前提とした事業の検討

(1)越境移転制限

課題：



保有者・
利用者
共通課題

越境移転制限

法制度による越境移転制限、特に運用の予見可能性が低い場合(*)には意図せずに法に反するデータを越境移転・取得してしまうおそれもあり、対応の難しさの懸念。レピュテーションリスクの存在。

(*)越境移転制限の対象となるデータか否か、その判断が当局の裁量の幅が大きい国の場合、企業・法律家による移転可否判断が難しくなる。

打ち手：

①データ越境を伴わないビジネススキームの検討

- 当該国に閉じたビジネスが可能か

例) データ分析サービスの場合、国内に閉じたセンシング・分析等のサービス提供が、人材・設備・コスト等の面で可能か。

②契約でのリスク低減

- 越境移転に必要な措置をとることなどを、当事者間で合意。

データ受領者はデータ内容の事前確認が難しいことが多い。そのため、保有者側でデータ提供を行う権限が自身にあるか、越境移転制限を受けないか、個人情報の有無などを、確認の上、データの内容に応じた越境移転の手当を実施。



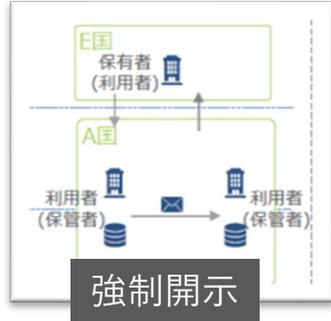


3-2. データの越境移転制限、強制開示の制度

データ開示を前提とした事業上のデータ・技術の取扱いの検討

(2) 強制開示

課題：



保有者	強制開示	法制度による強制開示(*)により、データに含まれる 営業秘密等の漏洩 、データの価値低下の懸念。 (*)ガバメントアクセス、法制度に基づくユーザーのアクセスなど
-----	------	--

打ち手：データ開示を前提とした事業戦略の見直し

- ① 収集データの開示義務を負う制度がある場合、開示に伴うリスク・対応コストと、データ収集の必要性・付加価値を比較し、データ収集の是非・データ収集を行わない事業可能性の検討。
例) データ収集を行わない分、機能が限られた安価な製品・サービスを提供など
- ② データ開示に伴い技術等が開示されることを前提に、自社の強み技術(特に営業秘密で保護する領域)を再定義。
- ③ データ開示により営業秘密で保護が難しくなる技術(ノウハウ)について、可能なものは特許出願等による保護を検討(*)。

(*) 特許の要件を満たす技術に限られるため、ノウハウから特許による保護に切り替えられる技術はかなり限定的。

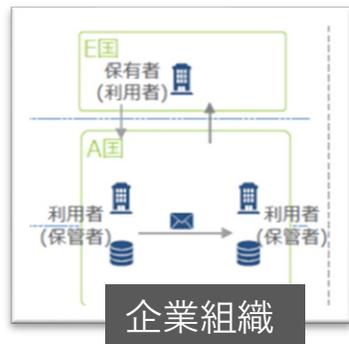
想定例) 大型機器の機器内の制御の発明(特許要件を満たし得る)について、外部から分からないためノウハウとして秘匿。しかし、機器データ、又は機器データと機器構造の外観の組合せから、同技術分野の技術者であれば制御のやり方/制御のポイントが推測できるようなケース。



3-3. 企業の組織的対応

産業データにかかる留意点の啓発・組織内連携

課題 :



保有者・利用者 共通課題	①社内啓発・検討	産業データへの従業員の意識が不十分で、適切な検討無しにデータ授受が行われる懸念
	②組織	対応部門が複数に跨り、一部の検討について組織間の狭間に落ちる／十分に行われない懸念

打ち手 :

事業現場向けのデータ取得・提供時の簡易チェックリスト作成

- 簡易チェックリストにより、①従業員に留意点を啓発し、②関連する専門部署に適宜相談を促す。

[参考] チェックリストの項目 (例)

- データの使用条件の有無／内容
- データの開示条件の有無／内容
- データの保管条件の有無／内容
- データの保証条件の有無
- 営業秘密の有無
- 個人情報の有無
- データの越境有無、越境制限を受けるデータの有無





[ご参考] EU Data Actにおけるデータ契約とFRAND

データ取引に則したFRANDの在り方がデータ利活用・流通促進に資する

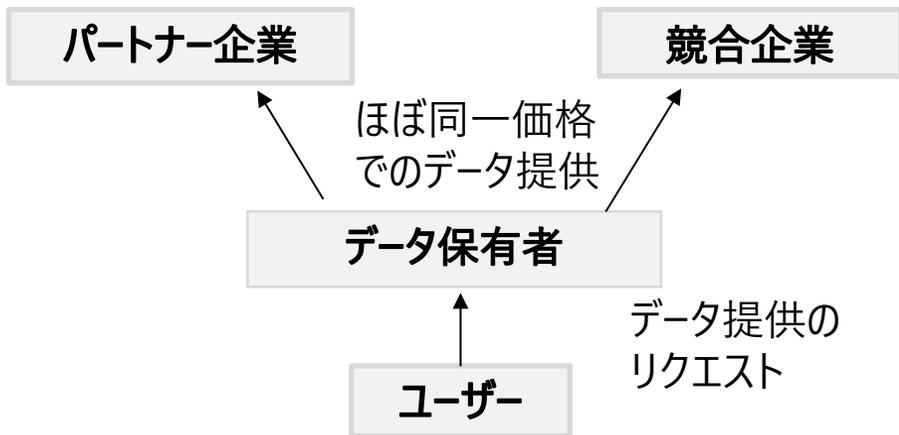
EU Data Act：データ提供の契約条件はFRAND（公平・合理的・非差別的）条件とする旨が法律上、定められている。

FRAND：各ステークホルダーに必須技術とされる標準規格技術を活用する前提で、標準必須特許の分野で発展した考え方。

標準必須特許の考え方では、データビジネスにはデータ提供対価の裁量の幅が狭くなり、利活用・流通を阻害する懸念もある。

→データ取引にFRANDを導入するのであれば、標準必須特許とは異なるデータ取引に適切な考え方を整理することが利活用促進のために望ましい（「非差別的」の要件をより柔軟に解釈）

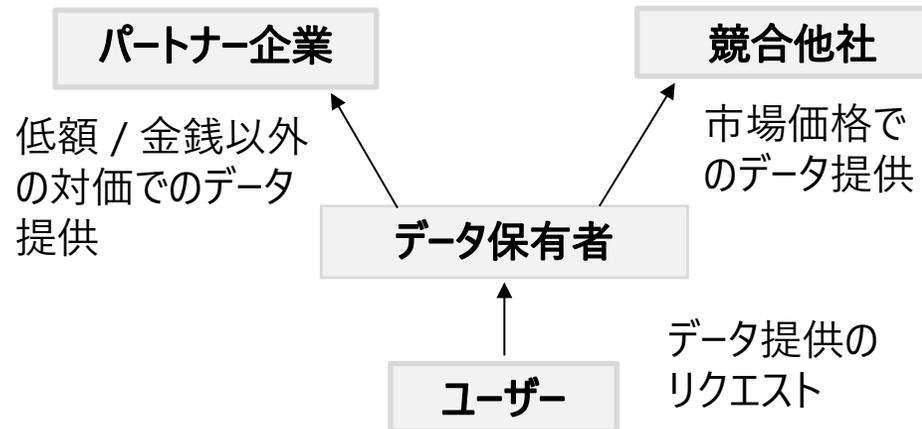
標準必須特許におけるFRANDの場合：
データ取引価格がほぼ同一（対価決定が大きく制限）



データ取引価格が制限される(*)ことで、データ提供に慎重になり流通が阻害される懸念

(*)パートナーやグループ会社に低額でデータ提供した場合、競合にも低額でのデータ提供要。競争力低下の懸念からパートナーへの低額での提供は慎重になる。また、提供データから得た知見の提供等、金銭以外の対価も可能か不明確。

データ取引に望ましいFRAND：
データ取引対価に一定範囲の裁量



データ取引対価に一定範囲の裁量があることで、データ流通・企業間連携の促進が期待できる。データ保有者・利用者の双方にメリット



ご清聴ありがとうございました

産業データ越境移転

経済産業省 産業データサブワーキンググループ 第3回

2024年9月24日

一般社団法人 日本知的財産協会

副理事長 和泉 恭子

~Creating IP Vision for the World~



一般社団法人日本知的財産協会

